平成２４年（フ）第６号
長野市大字南堀338番地７、開始決定時の住所長野市大字柳原2431番地７
破産者　大草　孝雄
1　決定年月日　平成25年９月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２２７４号
愛知県知多郡阿久比町大字白沢字北天神脇38番地１　レオパレス白沢111号
破産者　竹内　正明
1　決定年月日　平成25年９月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３６５号
名古屋市緑区鳴海町字笹塚22番地の37　ヘーベルメゾンブルーメ203号、開始決定時の住所名古屋市緑区徳重２丁目1601番地
破産者　日比野　洋
1　決定年月日　平成25年９月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第７８５３号
大阪府枚方市山之上北町25番11号、開始決定及び住民票上の住所大阪府枚方市山之上１丁目16番７号
破産者　下村　　潔
1　決定年月日　平成25年９月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５８２３号
大阪府寝屋川市高柳２丁目２番１―202号
破産者　光武　俊彦
1　決定年月日　平成25年９月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６７２６号
大阪市淀川区塚本２丁目12番16号　フェイス塚本305号、開始決定時の住所大阪市都島区中野町５－９－１
破産者　岡本　典子
1　決定年月日　平成25年９月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６８２３号
大阪府大東市諸福５丁目13番１号　ファインコート鴻池401号、前住所広島市南区宇品海岸２丁目10番７―501号
破産者　梶岡　直人
1　決定年月日　平成25年９月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３０１号
大阪府八尾市南久宝寺２丁目31番地　サラマンカ103号、前住所大阪府八尾市南久宝寺２丁目44番地の19
破産者　谷川　　勝
1　決定年月日　平成25年９月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第６２１号
大阪市中央区北新町４番７号　藤和シティコープ大手前Ⅲ503号
破産者　新潟　敏也
1　決定年月日　平成25年９月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１３１１号
大阪府枚方市岡山手町11番11―201号
破産者　齋藤　健志
1　決定年月日　平成25年９月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１９１５号
大阪府三島郡島本町東大寺１丁目２番17号
破産者　村上　秀徳
1　決定年月日　平成25年９月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５７９号
大阪市淀川区新高４丁目１番52―706号、従前の住所兵庫県伊丹市千僧３丁目140番地ヴィラメープル202号、開始決定時の住所兵庫県西宮市西宮浜４丁目10番５―1002号
破産者　草別伊知郎
1　決定年月日　平成25年９月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１１１６号
神戸市北区筑紫が丘５丁目１番地の１
破産者　山根タクシーこと　山根　　卓
1　決定年月日　平成25年９月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４２１号
愛媛県松山市市坪南１丁目16番26号、開始決定時の住所愛媛県松山市余戸東５丁目８番19号
破産者　渡部　誠二
1　決定年月日　平成25年９月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２４７号
福岡県遠賀郡岡垣町吉木西２丁目13番３号　Ｊ―メゾンⅠ102
破産者　髙浪　洋行
1　決定年月日　平成25年９月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第３号
福岡県京都郡みやこ町犀川大村764番地
破産者　中山　紀之
1　決定年月日　平成25年９月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２４年（フ）第６５号
佐賀県佐賀市多布施４丁目18番535号
破産者　池田征士郎
1　決定年月日　平成25年９月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係